

第106回国有財産東北地方審議会

日 時 令和元年5月30日（木）
午後2時00分から午後2時57分

場 所 東北財務局第一会議室

第 1 0 6 回国有財産東北地方審議会 議 事 録

〔審議会日程〕

開催日時 令和元年 5 月 3 0 日（木）
午後 2 時 0 0 分～午後 2 時 5 7 分
開催場所 東北財務局第一会議室

〔 1 . 開 会 〕

○佐藤管財総括第一課長

それでは、皆さまお揃いになりましたので、ただいまから第 1 0 6 回国有財産東北地方審議会を開催させていただきます。

本日の司会役を務めさせていただきます管財総括第一課長の佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元のところに委員名簿をお配りしておりますが、本日、折腹委員、針生委員、松坂委員が所用により欠席されております。本日の審議会は総数 1 2 名のうち 9 名の御出席をいただいております。これは国有財産法施行令第 6 条の 8 の規定に定める「委員の半数以上の出席で会議を開き、議決する」要件を満たしていることから、本審議会が有効に成立をしていますことを御報告いたします。

〔 2 . 財務局長挨拶 〕

○佐藤管財総括第一課長

それでは、当審議会の開会に当たりまして、東北財務局長の池田より御挨拶を申し上げます。

○池田東北財務局長

東北財務局長の池田でございます。

当審議会の開催に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

本日は、委員の皆様方にはお忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、日頃から国有財産のみならず、財務・金融行政全般にわたりまして格別な御理解と御協力を賜っておりますことに対しまして、この場をお借りしまして深く御礼を申し上げます。

さて、本日の審議会は、元号が令和と改められましてから最初という節目の回となります。御審議いただきます事項は、「宮城県仙台市青葉区に所在する普通財産を、宮城県に対し、学校用地として時価売払することについて」ということでございます。

委員の皆様方におかれましては、御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、御審議の前に、せっかくの機会でございますので、少し経済情勢の話を見せていただきたいと思います。

先月発表されました全国財務局管内経済情勢報告におきましては、東北管内の総括判断は「回復しつつある」ということで、21期連続でその判断を据え置いております。

一方で、全国の総括判断は「生産の一部に弱さも見られるが回復している」としておりまして、「生産の一部に弱さも見られる」との表現も追加されております。

先週公表されました政府の月例経済報告におきましても、「景気は輸出や生産に弱さが続いているものの、緩やかに回復している」とされています。

足元の日本経済につきましては、中国経済の減速などから輸出の弱さが続き、製造業も生産活動も弱含んでおりますが、一方で雇用・所得環境の改善、高水準の企業収益など、内需を支えるファンダメンタルズはしっかりしており、「緩やかに回復している」との基調には変わらないというのが政府の見解でございます。

いずれにしましても、海外経済の動向など今後の情勢を注視しているところでございます。

それでは、国有財産関係の話に移りますが、現在、国有財産業務におきましては、社会福祉分野における国有財産の有効活用に積極的に取り組んでおり、保育所や介護施設等の整備用地として、地方公共団体や社会福祉法人への定期借地による貸し付けあるいは売却を積極的に進めております。

仙台市太白区所在の国有地におきましては、同市からの要望を受けまして、昨年9月より、同市が公募により選定した社会福祉法人に対して、定期借地により貸し付けを実施し、定員120名の保育所を整備、先月1日に開園しております。当局管内において定期借地による貸し付けを活用した保育所整備は本件で3例目となります。

また、後ほど詳しく報告させていただきますが、前回御審議いただきました仙台市青葉区所在の財産につきましては、処分の条件となっておりました仙台市からの事業者選定が本年3月に当該社会福祉法人に対してなされたところであります。

今後、仙台市中心部における高齢者施設の整備に期待するところでございます。

国有財産は、国民共有の大切な財産でございます。私どもといたしましては、今後とも地域や社会のニーズを的確に把握いたしまして、今申しました社会福祉分野などへの国有財産の有効活用を進めるとともに、地域との連携を強化して地方の活性化に貢献するよう取り組んでまいりたいと考えております。

本日、これからの御審議に当たりまして、委員の皆様方から有益な御意見等を頂戴し、国有財産行政に生かしてまいりたいと考えておりますので、忌憚のない御意見をいただけたらというふうに思っております。

以上、簡単でございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

〔3. 会長挨拶〕

○佐藤管財総括第一課長

それでは、御審議いただきます前に、海輪会長より御挨拶をいただきたいと存じます。

○海輪会長

会長の海輪でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

御案内のとおり国有財産東北地方審議会は、東北財務局長の諮問を受けまして、国民共有の財産であります国有財産をいかに有効かつ効率的に活用していくかということを審議する大変重要な会議でございます。

会長といたしましては、本会議の使命を果たすために円滑な議事運営に努めてまいりたいと思っておりますので、委員の皆様におかれましては、これまで同様、活発な御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本審議会は、審議会規則により議事録の公開を前提としております。このため、後日、事前に皆さんに御確認をいただいた上で、東北財務局のホームページに内容を公開することとなっております。

また、本日の審議結果については、審議会終了後に概要を記者発表する予定とのことです。あらかじめ御了承をお願いいたします。

それでは、本日はよろしくお願い申し上げます。

○佐藤管財総括第一課長

ありがとうございました。

それでは、池田局長より海輪会長へ諮問書をお渡ししたいと存じます。

〔諮問書を手交〕

○佐藤管財総括第一課長

それでは、これより審議に入りたいと存じます。

本日の諮問事項は1件、「宮城県仙台市青葉区に所在する普通財産を、宮城県に対し、学校用地として時価売却することについて」でございます。

また、報告事項は2件ございます。

それでは、以後の議事進行は会長にお願いしたいと存じます。海輪会長、よろしくお願いいたします。

〔4. 諮問事項審議〕

「宮城県仙台市青葉区に所在する普通財産を、宮城県に対し、学校用地として時価売却することについて」

○海輪会長

それでは、議事に入ります。

事務局から諮問事項の説明をお願いします。

○鈴木管財部長

管財部長の鈴木でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

では、諮問事項につきまして、宮城県仙台市に所在する普通財産、以下、「本件財産」とします、これを宮城県に対し、学校用地として時価売払することについて御説明いたします。

まず、国有地の売却手続について御説明いたします。お手元資料は2ページです。

国有地の売却や貸し付けは、公用・公共用の利用を優先する考え方を基本としつつ、速やかかつ透明・公平に行うため、原則となる統一的なルールを定めております。具体的には、地方公共団体等からの取得要望の受付を行いまして、受付期間中に取得要望がない場合には一般競争入札により売却することとしております。

当審議会においては、地方公共団体等からの取得要望を受けた際に、面積が一定規模以上の財産につきまして、その適否を御審議いただくこととされております。

それでは、財産の概要につきまして御説明いたします。お手元資料は3ページになります。

本事案は、仙台市青葉区角五郎二丁目に所在する財務省税務大学校仙台研修所、以下「税大」といたします、この跡地の本校舎敷地部分、面積3,030.65平方メートルについて、宮城県から学校用地、具体的には県立宮城第一高校、以下「当校」といたします、のグラウンド用地として取得したい旨の要望が出され、当審議会の付議基準に定める「人口50万人以上の都市のうち、市街化区域に所在する2,000平方メートル以上」に該当いたしますので、諮問させていただくものでございます。

本件財産は、財務省所管の一般会計に所属する普通財産でございます。

税大の本校舎は、庁舎等使用調整計画により平成29年4月に仙台合同庁舎のA棟に移転し、建物は取り壊しの上、敷地を平成31年1月22日付で当局が引受けたものでございます。

本件財産のように、施設の移転整備に経費を要した財産については、学校用地であっても時価売払となります。

では、お手元資料4ページになりますが、本件財産の位置ですが、JR仙台駅から西に約3.2キロメートル、広瀬川の左岸に位置しております。

次に、お手元資料は5ページですが、本件財産は赤色で表示しました一部角のある方形の部分でございます。緑色で表示しました隣地のL字型の部分は、先行して平成25年に用途廃止し、当局で引受後、平成27年6月3日開催の本審議会にお諮りした上で、平成28年6月2日に宮城県と売買契約を締結しております。

国有地を要望する当校は青色で表示しました箇所、当校と本件財産の距離は約600メートルとなります。都市計画法上は、市街化区域内の第二種中高層住居専用地域に所在しております。

なおL字型の部分を宮城県に売払うことについて、平成27年に本審議会にお諮りした際に、本件校舎敷地部分についても引受後は県が取得したい意向を示している旨を説明させていただいたところです。

後ほど御説明いたしますが、当校のグラウンドが狭隘であることを一番の理由として

今回の取得要望に至ったものであり、位置図に示しておりますが、テニスコートは宮城県美術館の敷地を借用しており、また、サッカーグラウンドは、仙台市営の運動広場等を借用している状況でございます。

次に、お手元資料は6ページですが、御参考として、現在の当校の配置は御覧のとおりとなっております。学校敷地は赤線の区域となりますが、運動場の総面積は1万3,524平方メートルとなっております。

次ですが、お手元資料7ページです。国有地の南から北方向を撮影した写真でございます。写真の中央に本件財産を表示しておりますが、周辺はマンション等の共同住宅も多く、住宅地域の中に所在していることが御確認いただけるものかと思えます。

では、次に、お手元資料8ページですが、続きまして案内図となります。本件財産は赤色で表示した部分でございますが、東側には当局が管理する国家公務員の合同宿舎がございます。

なお、北側に私立学校、聖ドミニコ学院があるほかは住宅地であり、南側は広瀬川の堤防に面した場所となっております。

次に、お手元資料は9ページですが、航空写真で見ると本件財産はこのようになっています。本件財産以外にも、左上、道路を挟んだ北側に税大寄宿舍跡地があり、本校舎敷地と同時期に廃止、引受となりましたが、今回の学校用地取得の計画の中には含まれておりません。

では次に、お手元資料は10ページですが、敷地の利用計画でございます。取得済みのL字型隣地と合わせ、第2グラウンドとして、全体を使って陸上競技用トラック、その中央にはサッカーグラウンド、その他、部室や駐車場、駐輪場、倉庫等を配置する計画となっております。

次に、当校の概要について御説明をいたします。お手元資料は11ページです。

当校は、明治30年、高等女学校として開校、昭和28年に現在地に校舎を移転しています。なお、現在の校舎は昭和44年の建築であり、既に50年近くが経過し、老朽化が進んでいるということです。

平成20年から男女共学化を行い、現在の学校名となって、平成30年5月1日現在、普通科3学年で15クラス595名、理数科3学年で6クラス240名、計835名が在籍し、うち男子は135名となっており、男子生徒の割合は16.2%となっています。

男女共学化以降の新入生の数は御覧のように推移しておりまして、男子生徒の割合は平均で13.5%となっております。

では次に、お手元の資料は12ページとなります。当校と生徒数・クラス数が同規模である高校との敷地面積を比較した表となります。当校には男子の野球部がないそうですので、一概に比較はできませんが、それでも現在保有する運動場の総面積は、運動場欄の朱書きの面積2万平方メートル程度であり、その上にある同規模高校の運動場の平均面積約3万7,000平方メートルと比較しますと53%程度であり、また生徒1人当たりの面積も当校は24平方メートルと、他校平均45平方メートルを大きく下回っており、狭隘であることが御確認いただけるかと思えます。なお、国有地を取得した場

合には、括弧書きの面積に改善いたします。

そして、当校の近隣には、必要とされるまとまった規模の適地が本件財産以外に見当たらないために代替性は乏しく、本件財産の必要性は高いものと考えます。

次に、本件の審議会において御了承いただくことが前提となりますが、今後の県における第2グラウンド整備のスケジュール案について御説明いたします。

県では、平成30年度から平成36年度、令和6年度までの事業期間で校舎等改築事業を実施しておりますが、校舎に隣接する学校のグラウンドに仮設校舎を建設するために第2グラウンドを整備する必要があるとして、本件財産について令和元年9月末までに取得したいとしております。令和2年3月までに第2グラウンドを整備し、同年4月から供用開始を計画しているということでございます。

次に、最後となりますが、処分方法についてお話しいたします。

先ほど御説明いたしましたとおり、相手方は宮城県であり、処理区分は、国が移転経費を要した財産であることから時価売却でございます。

契約方法及び適用法令は、会計法第29条の3第5項並びに予算決算及び会計令第99条第21号の規定に基づく随意契約を予定しており、代金の納入方法は即納でございます。

以上で1件目の諮問事項に係る御説明を終わりますが、仙台市中心に所在するまとまった貴重な土地ではございますが、県立高校の学校教育用途として将来の人材育成に末永く活用されるものであり、国にとっても地域貢献につながるものと考えております。

それでは御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○海輪会長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして御意見、御質問ありましたらお願いをいたします。

○大友委員

意見じゃなくて感想なんですけれども、27年の審議会のときにも実際、宮城一高のグラウンドが狭いというような、この敷地を第2グラウンドとして購入する必要がすごくあるんだという状況を聞きましたが、今回、同規模高校との面積比較というのを見まして、やはり元女子校でも仙台三桜高校は比較的1人当たりの運動場面積が大きいのだけれども、宮城一高の場合には元女子校でもかなり狭かったんだというのがわかりました。やっぱり市街地に近くて、先に学校ができていったところほど、もしかすると狭いのかなというようなところが見えます。

元々男子校だったところは女子校よりも運動部の部活が多分多かったんだと思いますけれども、私が在学中だった四十数年前には女子サッカー部とかソフトボール部はありませんでしたし、どちらかというと文化部のほうの活動がすごく盛んだった記憶があるんですが、今の情勢でやはり女子の運動部も盛んになり、共学になって男子の運動部もできてとなると、本当にこの運動場では狭いなというふうな感想を持つところです。

ですから、27年のL字型のところの売却のときに、それほど運動場の狭さで大変な

状況になっていたんだなということとそのときも感じたんですけれども、今回こうやって整備されるということで、非常に嬉しく思うところです。以上です。

○海輪会長

ありがとうございました。肯定的に捉えていただいた感想ということでした。そのほかいかがでしょうか。では、洞内さんどうぞ。

○洞内委員

私もちょっと確認させていただきたいんですが、この資料にある航空写真というのはごく最近の航空写真なんですか、9ページの。

そうしますと、先行取得したL字型の用地については、学校側としては現在全く手つかずの状態になっていて、今回の用地分を合わせて整備するということなんですか。その辺ちょっと確認させていただきたいと思います。

○海輪会長

お願いします。

○鈴木管財部長

ではまず、現在の状況についてということなんですが、お手元資料の7ページにも写真がございます。こちら御覧いただきましたように、先行取得の部分につきましても今、更地状態ということでございます。県としても今回の土地について取得したい意向は示されていまして、こちらについても取得をして一緒に整備をしたいというお考えだと聞いております。

○洞内委員

それじゃもう一日も早くということで、学校としては待っているわけですね。

○海輪会長

私からも確認ですけれども、前回審議の段階ではまだこの赤い用地については引受が完了していなかったということなんで、例えば8ページで言うグリーンの用地について審議をして売払う、という形で売却したということなんですけれども、まず当初から本当はここも一緒にという意向があつてのことで、手続上だけ分かれてしまったということで理解すればいいんですか。

○鈴木管財部長

まず、こちらの税大跡地については2段階での引受となりました。実際校舎があつた部分と運動場だった部分があり、2つに分かれたという経緯でございます。

県におかれては、当初から一画全部を欲しいというお考えはあつたと聞いておりますが、この赤い部分について必ず県に売ることが決まっていたわけではございません

ん。本日御審議をいただいて、御了解をいただけましたら県に対する売払いが可能になるということでございますので、もしこの土地が取得できないような場合であっても、L字型での活用はお考えになられたと思います。

○海輪会長

わかりました。2段階目のほうも取得したほうがベターだということで県としては考えた、こういうことでもいいんですね。いや、そういう意向であれば、一括、全部引受けてから売却してもいいのではないかと疑問が出たのかなと思ったんですけどね。

今、洞内さんの質問に絡むと、当初から一括して全部欲しいという御要望があったのであれば、一括して売払手続をしてもいい可能性があったのかと、こういうことだったんですけども、そうではなかったということ。もう引受けたものを売払手続をしたときに、グリーンのところだけでも用地としてはいいと、こういうことで県のほうから要請があったと、そういうことでもいいんですか。つまり、赤のほうはなおいいんだと、こういうことですか。その辺ちょっと。

○大友委員

2年前のことなんですけれども、割り込んで済みませんが、この9ページの航空写真とか多分7ページの航空写真は古くて、9ページの右下のほうを見ますと2014年と書いてありますから、売払いする前の、まだ建物が建っているL字型を売払いした当初のこれは更地になったときの航空写真で、たしか建物を取り壊した後にこちら側の残った部分を売払いする予定みたいなお話を聞いていまして、最終的にはここ全部がグラウンドとして使われるんだなというふうに私は理解したんですけども、まず、でもL字型のところをどうやって使うかというところで、たしかこちら側の広いほうがテニス部あたりが使って、この細長いところがサッカー部というようなお話を聞いた記憶がありまして、これサッカーグラウンドとしては小さ過ぎるんじゃないですかと言ったら、残りの赤枠のところの後々やはりグラウンドに加わるので、それからまた整備されるでしょうというようなお話だったと思います。ですから、ずっと2年間更地だったかという、多分今行ってみれば、これまで部活で生徒たちが使っている状況が見られるんじゃないかというふうに思います。

○鈴木管財部長

まず、資料についてのお話なんです、9ページにつきましては、御指摘のとおり、これは古いものとなっております。本件財産ですとか寄宿舎跡地のところの字の下にはまだ建物はございます。

ですが、7ページはちょっと高台から撮った写真ですが、これは今年に入ってから写真でございまして、現在御覧いただいてもこのような風景となっております。

それで、2段階に分けましたということは、建物があつたところと、グラウンドであつたところという違いがございました。国としてもやはり普通財産については、処分できるものについては速やかに処分をするという方針がございまして、県におかれて

も確実に取得をしたいというお考えがあったのではないかとということでテニスコートと
いったようなお話の絵もあると、102回の審議会においてそういったお話が出ており
ます。それは単独で利用した場合のお話ということで、今回の赤字が入って取得できれ
ばこの一画としての整備をされるということでお話を聞いておるところでございます。

○増田委員

よろしいでしょうか。2点あります。

1点は今の件ですが、建物が建っていると解体費用等もかかったりして、その後の評
価の値段にも関係があることもあって2段階になったんだろうなという、そんな感じも
していますが、それでよろしいのかということと。

もう1点は、その隣に黄色の宿舎跡地というのがまだ残っているわけですが、
道路を挟んでしまっているのやや使いにくいんですが、ここについても取得意向はい
ずれあるのか、それとも、もうここはこのままになって、民間のマンション業者さん等
がいずれ入札するのか、そこら辺はどんな展望になっているのかというのが2点目です。

○海輪会長

2つありましたので、まずは解体の工程との関係があったのかということですね。今、
白地になっている部分についての予定はどうかと。どうぞ。

○鈴木管財部長

まず1点目の解体のお話でございますが、解体自体はもう既に引受前に税大のほうで
行っております。ですので、処分するに当たっては更地での評価という形になるかと考
えております。評価については、不動産鑑定士の精通者に評価をしていただくことにな
ります。

もう1点の黄色の寄宿舎跡地ですが、こちらについては、宮城県の今回の宮城第一高
校のグラウンドとして整備したいという計画の対象には入っていないことから、県から
お話としては来ておりません。こちらについて、どのような形で活用するのかというこ
ろについては今後検討をいたします。おっしゃったように、県なり仙台市なりに取得
要望、処分するとなればそういった取得要望を聞いた上で、特段ないということであれ
ば一般競争入札という手順になっていくものと考えております。

○海輪会長

よろしいですか。

そのほかいかがでしょうか。はい。

○須藤委員

須藤です。

地域的にはここは仙台の古くからの高級住宅地だと思うんです。そういうところでグ
ラウンドとして使うというのはちょっとぜいたくな感じが実はするんですけれども、地

域の住民の方が災害時に避難とかそういうときにも多分県のほうでは当然使うのかなと思いますので、その辺のところを売払うときに、用途に当たってはそういった使い方も仕様の中に入れてもらえれば地域の方にとっても有効利用につながるのかなというふうに思っております。以上です。

○海輪会長

ありがとうございます。そういうことは仕様とかの使用目的の中には入れられるんですか。

○鈴木管財部長

契約書上にそのような形で書くのは、難しいかと思うんですが、実際の運用に当たって、特に公立学校といったようなところは被災時の避難所だったり、さまざまな形で公的に活用されるものと考えておりますので、そのような御意見があったことについてはしっかり県にお伝えしたいと思います。

○海輪会長

そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

もし御意見ないようでしたら、原案どおり決定いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）

ありがとうございました。

それでは、本件は諮問のとおり決定をさせていただきます。

後ほど財務局長に対しまして答申書をお渡しすることといたします。

また、この審議に係る報道発表につきましては、事務局に一任することで御了承いただきたいと存じます。

〔 5 . 報告事項〕

報告事項 1 （第 1 0 5 回審議会答申事項の処理状況報告）

「宮城県仙台市青葉区に所在する普通財産を、社会福祉法人に対し、特別養護老人ホーム用地として減額売払等することについて」

○海輪会長

それでは、続きまして、報告事項 1 について事務局から説明をお願いします。

○鈴木管財部長

それでは、引き続き私からお話をさせていただきます。

報告事項 1 として、宮城県仙台市青葉区に所在する普通財産を、社会福祉法人に対し、特別養護老人ホーム用地として減額売払等することについてでございます。

こちらにつきまして、これまでの経緯について御報告をいたします。

本件は前回、平成30年12月開催の本審議会にお諮りし、仙台市の選定を受けること、これを条件として売払いを行う旨の御答申をいただいた事案でございますが、去る3月に仙台市の選定がなされたところでございます。

次でございますが、財産の概要を改めて説明いたしますが、本件財産は、仙台市青葉区錦町一丁目に所在する財務省所管、一般会計の普通財産で、土地面積は約4,300平方メートルでございます。

前回の審議会において、社会福祉法人湖星会に対し、特別養護老人ホーム用地として、仙台市により事業者としての選定がなされることを条件に、減額売払及び時価売払することにより処分するという事で答申をいただいております。

次でございますが、位置図で、本件財産の位置につきましては、駅から約1.1キロメートルの箇所でございます。

次に、案内図でございます。

位置、状態、周辺環境といったものについては、前回お示しした時点と変わりはありません。

では次に、湖星会に係る設置者選定の経過でございますが、お手元の資料は5ページになります。

市では、昨年10月に入居対象者を限定しない広域型、これを180人分程度と、仙台市民を入居対象者とする地域密着型、これを29人分程度の募集を行いました。

湖星会においては、広域型200人分と地域密着型29人分を応募いただきましたが、市からは、平成31年3月に広域型200人分のみの採択がなされました。予定していた人数よりも1割強の減少ではございますが、仙台市から200人規模の事業が認められたこと、そして本法人によれば、事業への影響は軽微であり、事業として実施していくとの意向が示されましたことから、条件が満たされたとして売払いを行うことといたします。

また、市からは選定結果の通知とともに、募集要項では原則として平成33年（令和3年）4月1日とされていた事業開始時期について、同年10月1日とするという通知がありましたので、あわせて御報告させていただきます。

事業開始時期が後ろ倒しになったことに伴い、法人からは、今後の具体的なスケジュールについて、市とも協議をしながら検討を進めていくとの報告を受けております。

当局としては、今後の協議内容や進捗状況を把握の上、湖星会から最終的に提出された資料をもとに、仙台市の考え方や採択内容についてもしっかりと確認した上で、売買契約を締結していきたいと考えております。

以上で報告事項1の説明を終わらせていただきます。

○海輪会長

それでは、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問ありましたらお願いをいたします。はい、山田委員。

○山田委員

山田でございます。

先ごろ新聞報道で、国有財産の取扱いでの今後の方針といったところで記事を拝見しまして、今までですとどちらかというところ、売払いというところを、今度から少し貸し付けというように、ちょっとずつ方向を変えていくかもしれないというような、ところで拝見しております。今回は非常にこちらは多分立地もよくていらしてといったところを売却ということで、これに異議というものでは全くございませんけれども、東北地方においてもやはり今後そうした方向になっていくというふうに考えたらよろしいのでしょうか。

先ほど第一高校のところでも御質問のあった黄色の部分ですね、あそこについてもひょっとしたら今後売払いであるかもしれないということで伺いましたが、ただ、地域的な状況の違いでなるべく売ったほうがいいのかですとか、そういったことがあろうかと思っておりますので、東北地方の場合に、もし見通しがありましたら教えていただければ、これからの考え方の参考にさせていただければと思ひまして、御質問させていただきます。

○海輪会長

はい、どうぞ。

○鈴木管財部長

御意見ありがとうございます。

まず、おっしゃったような形で、まさに財務本省において、都心部にあるような一定規模以上の土地、まとまった土地というのが非常に今少なくなってきていると。将来に向けてしっかり、単純に売るのではなくて活用できるように考えていくべきではないかと、財政制度等審議会の国有財産分科会においてそのような議論がされておるところでございます。

それについては、まだ現時点では決定されたものはございませんので、答申を受けた形で、その内容に応じた形での今後行政として進めていくことになろうかと思ひますが、今回の錦町の財産につきましては、そのような形のもので出てくる前のことであったことと、あとは本件財産についての特別養護老人ホームの事業者については、定期借地は認めないという仙台市の方針がございましたので、こちらについては売払いということでの判断をさせていただいたところでございますが、今後のお話として、仙台市においても一定規模以上の財産については分科会の結論、答申の方向性といったものを踏まえて対応していくこととなろうと思ひます。よろしいでしょうか。

○山田委員

ありがとうございます。各自治体さんのお考えとの兼ね合いで、そこが変わっていくというところもあると理解してよろしいですか。国の土地をどうするかといったときに、例えば今おっしゃっていただきました仙台市さんの意向としてこうだといった、つまり自治体さんがどうしたいかといったところとの兼ね合いで、売払いになるのか貸し付けになるのかも変わってくるといった理解でよろしいですか。

○鈴木管財部長

仙台市の意向でということではございませんが、やはり貴重で非常に大事な財産となりますので、その活用の仕方についてはしっかり検討を進めてということになるかと思いますが、その際にももちろん地元、地公体、宮城県なり仙台市さんなりといろいろな意見交換といったようなことは当然あり得るものと思いますが、これはただ、また先の分科会でのお話を受けてからということになるかとは思いますが。

○海輪会長

増田委員。

○増田委員

2点あります。

最初のほうは、この審議会ではおわかりいただけないのかもしれませんが、5ページのところに密着型と広域型というのがあって、今回は広域型の規模を20人増やして、密着型を不採用ということなんですけれども、2つの特養ホームについて、指定で何か補助金の制度が違うとか、許認可の何とかが違うとかがあったので、あえて下の不採用になったのかということ、何か状況がわかれば教えていただきたいということです。

2点目は、2ページのところに減額売却及び時価売却となっていて、前回の審議会のときも御質問したかもしれませんが、当面そういうことはないと思うんですけれども、減額は特養に使うということで減額になっているわけで、いずれこの法人さん、何かの状況で、もうやめますと、補助金返さなきゃいけないようなところもあると思うんですけれども、そのときに減額で売ってしまったものが、前回ですと何年間か縛りがかかっているようなことを聞いた気もしたんですが、もう一度そのところの状況をお知らせいただければ。

○海輪会長

じゃ2点。はい、どうぞ。

○増田委員

1点目は仙台市の事業なので、わからなければ。

○鈴木管財部長

では、第1点目につきましては、おっしゃっていただいたとおり、仙台市での御判断だということなので、不採択となった理由については承知しておりません。

ただ、地域密着型に手を挙げていたのは1者だというふうに聞いておりますので、仙台市において30年度では地域密着型はしないという御判断をされたものと考えております。

2点目につきましては、10年の縛りをかけております。こういう目的で随意契約で減額ということですので、その用途についてはしっかりやっていただかないとというこ

とがございますので、その縛りはかけております。

○海輪会長

そのほかいかがでございましょうか。

それでは、私からなんですけれども、最後に口頭で御説明あった、事業開始が4月1日から10月1日に繰り延べになっていったことによる売払手続への影響というのがどんなふうに起きるのかということについて、具体的にどんな事柄なのか教えていただけますか。

○鈴木管財部長

まず、半年程度ですか、後ろ倒しになるというお話ですので、その中で仙台市と事業者が調整をしながら進めていくということと考えられますので、影響としては前回の審議会で御答申をいただきましたことから、2年間の間に契約を結んでいただくことが必要となるということがございます。ですので、それを超過するような場合には成立しなくなる可能性がございます。

あとは、31年度の募集といったものも仙台市でされているようですので、そういったものも含めて、最終的に事業者からどのような形で絵を描いてくるか、それをしっかり見て審査していきたいと思っております。

○海輪会長

では、売払方針については2年間の間で有効であるけれども、仙台市と事業者との調整結果で事業がどういうふうにスタートするかを見きわめた上で契約をするという理解でいいですか。

○鈴木管財部長

はい、結構です。

○海輪会長

わかりました。

そのほかいかがでございましょうか。はい。

○山田委員

すみません、若干だけ補足させていただきます。先ほど御質問させていただいた件です。

やはり財政上、有効活用していくということが重要だということはわかっておりますけれども、一方で国の土地がどんどん少なくなってきたときの公的な機能といったところが、多分どんどん少なくなっていくことへの心配もバックにあるのかなど。考え方というところは時代によって変わってこざるを得ないんだなと感じるところもございまして、ひょっとして何か決まったことがありましたらと思ってお尋ねした次第です。

すみません、補足でございました。以上でございます。

○海輪会長

ありがとうございます。

そのほかいかがでございましょうか。

それでよろしいでしょうか。

それでは、報告事項1につきましては以上とさせていただきます。

報告事項2

「庁舎等の使用に関する調整の実施状況について」

○海輪会長

続いて、報告事項2について事務局から説明をお願いします。

○鈴木管財部長

では、続きまして、報告事項の2、庁舎等の使用に関する調整の実施状況について報告させていただきます。

お手元の資料は2ページですが、まず制度の概要を御説明いたします。

財務省では、既存庁舎の有効活用を図るとともに、集約化に伴う売却可能財産の創出や、借受庁舎の解消を実現するため、官署の入替調整を行っております。

調整は、調整対象面積に応じて600平方メートル以上の場合に財政制度等審議会に諮問して財務本省が行う調整と、150平方メートル以上600平方メートル未満の場合に財務局が行う調整がございます。

調整結果については、いずれの調整も当審議会に御報告させていただくこととなっておりますが、今回は財務局が調整しました前回の審議会以降の1事案について御報告させていただきます。

調整を行った事案は、福島県会津若松市に所在いたします会津若松合同庁舎でございます。

会津若松合同庁舎には、東北農政局福島県拠点会津若松庁舎が入居しておりましたが、組織の統廃合によりまして、平成31年3月に退去することとなり、約508平方メートルの空きスペースが生じることとなりました。

この空きスペースに入居可能な官署を検討しましたところ、近隣に所在し、民間の建物を借受しております東北農政局会津南部農業水利事業所及び自衛隊福島地方協力本部会津若松出張所の2官署を入居させる調整を行ったものでございます。

この調整の結果、借受庁舎の解消により、水利事業所で年額約650万円、自衛隊会津若松出張所で約330万円の借受料の削減が図られるものでございます。

なお、東北農政局若松庁舎は退去を完了しており、水利事業所は令和2年度、自衛隊会津若松出張所は令和4年度の入居を予定しております。

以上、報告事項2の説明を終わらせていただきます。

○海輪会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明について、御質問、御意見ありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

御質問ないようですので、報告事項2については以上とさせていただきます。

以上で本日予定された議題は全て終了いたしました。

〔6. 財務局長御礼挨拶〕

○海輪会長

それでは、池田局長から御挨拶をお願いします。

○池田財務局長

本日は大変お忙しい中、審議会に御出席いただき、また多数の貴重な御意見等を賜り、誠にありがとうございました。

本日御審議いただきました事項につきましては、答申をもとに適切に処理を進めてまいりたいと存じます。

委員の皆様方には、本日頂戴いたしましたもの以外にも御意見や御質問などございましたら、審議会などの場に限らず、いつでも承りたいというふうに思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。

○海輪会長

ありがとうございました。

〔7. 閉 会〕

○海輪会長

それでは、以上をもちまして本日の審議会の議事は終了いたしました。

委員の皆様には御審議いただき、ありがとうございました。

それでは、進行を事務局、お願いいたします。

○佐藤管財総括第一課長

海輪会長、本当にありがとうございました。

これをもちまして、第106回国有財産東北地方審議会を終了させていただきます。

本日はお忙しいところ、誠にありがとうございました。